

## さがみはら地球温暖化対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、さがみはら地球温暖化対策協議会(以下「本会」といいます。)と称します。

(目的)

第2条 本会は、相模原市地球温暖化対策推進条例及び相模原市地球温暖化対策実行計画の趣旨を踏まえ、市民、事業者、市等が相互に連携し、及び協働して、日常生活における温室効果ガスの排出の削減等に関し必要な対策について協議し、具体的な活動を実施することにより、市域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行います。

- (1) 日常生活に係る地球温暖化防止に関する情報提供及び普及啓発に関すること。
- (2) 日常生活に係る市民・事業者等の自主的な地球温暖化防止の取組の促進に関すること。
- (3) 会員の相互交流及び会員自らの地球温暖化防止活動の促進に関すること。
- (4) 相模原市地球温暖化対策実行計画の推進に関する行政等関係機関への提案等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同して入会し、前条に掲げる本会の事業に自ら積極的に取り組む個人、事業者及び団体とします。

(入会)

第5条 本会への入会を希望する個人、事業者及び団体は、別に定める方法により、会長(第8条第2項の会長をいいます。以下この条において同じ。)に申し込むものとします。

2 会長は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとします。

3 会長は、第1項の規定による申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を通知します。

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を毎年度納入するものとします。

(退会)

第7条 会員は、別に定める方法により、任意に退会することができます。

(会長等)

第8条 本会に会長1名、副会長3名以内及び監事2名以内(以下「会長等」といいます。)を置き、会員の互選により選出します。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

4 監事は、本会の会計等の事務を監査します。

(任期)

第9条 会長等の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 会長等が欠けた場合において、新たに就任した会長等の任期は、前任者の残任期間とします。

3 会長等は、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(総会)

第10条 本会の総会は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 総会は、会員をもって構成します。

3 総会は、会員総数の2分の1以上が出席(委任状を含む)しなければ開会することができません。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによります。

5 総会における会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とします。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次に掲げる事項について議決します。

(1) 活動方針に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) 規約の制定及び改廃に関すること。

(5) 会長等の選任及び解任に関すること。

(6) 部会の設置及び廃止に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認める事項

(運営委員会)

第12条 本会に運営委員会を置きます。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、次条第3項に定める部会長及び副部会長並びに部会が推薦する者(以下「部会推薦委員」といいます。)で構成します。
- 3 部会推薦委員は5名以内とし、運営委員会の承認により選出します。
- 4 第9条第1項の規定は、部会推薦委員に準用します。
- 5 前項に定めるもののほか、部会推薦委員に関し必要な事項は、会長が別に定めます。
- 6 運営委員会は、必要に応じて会長が招集します。
- 7 運営委員会は、次に掲げる事項を協議し、決定します。
  - (1) 総会に付議すべきこと。
  - (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
  - (3) 部会間の調整及び協力体制に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第13条 運営委員会に広報部会、対策部会及び調査・研究部会を置きます。

- 2 会員は、原則として、前項の部会のいずれかに属するものとします。
- 3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会に属する会員の互選により選出します。
- 4 第9条の規定は、部会長及び副部会長に準用します。
- 5 部会長は、部会の事業の企画及び実施に関して部会を総理します。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理します。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、運営委員会において別に定めます。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てます。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するための事務局を相模原市立環境情報センター(相

模原市中央区富士見 1 - 3 - 4 1) に置きます。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定めます。

#### 附 則

- 1 この規約は、設立総会の日(平成 25 年 3 月 2 日)から施行します。
- 2 設立総会で選出された会長等の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 4 月以後に行われる最初の総会までとします。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 26 年 3 月 31 日までとします。
- 4 前項の規定による設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の議決によるものとします。

#### 附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。